

介護職員・保険代理店・弁護士など
介護事故に関わるみなさまへ

みんなで検討！



オンライン開催
参加自由・無料

2月22日開催

介護事故事例検討会のご案内

安全な介護では、毎月事故事例検討会を開催しています。主に特養や老健などの施設の介護事故事例を、みんなで検証したいと思います。介護職員や損害保険代理店や弁護士など、どなたでも参加は自由です(無料)。参加者に発言を求めることはありませんので、「事故カンファレンスの参考に聞いてみたい」という方もお気軽にご参加ください。

■ 事故事例検討会の進め方

事故事例を読み上げて、事例検討の方法をご紹介します。事例検討は下記の5つの視点で施設の対応に問題が無いかどうかを検討します。問題がある場合は、その改善策と一緒に考えてください。5つの検証の中で、一度だけグループ討議を交えて意見交換も行います。事前に事故事例に目を通してからご参加下さい。

次の5つの視点で事故を検証します。

1. 事故の過失の有無→防ぐべき事故だったのか？
2. 事故発生時の対処→マニュアル通り適切な対処ができたか？
3. 事故の原因分析→原因分析をしたか？それは適切だったか？
4. 再発防止策の検討→再発防止策を検討したか？それは適切だったか？
5. 事故後の家族対応→事故状況の説明など家族対応は適切だったか？

■ 開催要領

主催:株式会社安全な介護 協力:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

日時:2023年2月22日(水) 13:30~15:00

参加資格:**リスクマネジメントに興味のある人はどなたでも参加できます**

申し込み方法:下記のURLからお申込み下さい。締め切り後に参加招待状をお送りします。<https://bit.ly/3L2I2Jn>

オンライン方式:ZOOMを使用します

締め切り:2月15日

【お問い合わせ先】

株式会社安全な介護 担当:山田
豊島区西池袋5丁目26-15 久保田ビル2F
TEL:03-5995-2275 FAX:03-5986-1776
mail : info@anzen-kaigo.com

2023年2月の事件事例

移乗介助中に認知症利用者の肘打ちを顔面に受けて転倒骨折

●利用者の状況

M様 94歳 男性 要介護5

《疾患名》アルツハイマー型認知症 《既往歴》脊髄圧迫骨折、脳梗塞による左半身麻痺

《服薬》アリセプト、リスパダール、サーミオン、ガスター、カマ

《ADL》○食事:全介助(粥・ミキサー)自発行為がない ○排泄:全介助(定時トイレに誘導)

○着脱:全介助 ○入浴:機械浴(全介助) ○移動:車椅子全介助 ○移乗:全介助(右足の脚力が低下し移乗中ふらつき多い) ○排泄、入浴介助に拒否をすることがある。

《認知》レベルIV:意思の伝達は難しい。

《家族背景》長女がキーパーソン

●事故発生状況及び発生時の対応状況

ある日介護職員が、M様をトイレに誘導して車椅子から便座に移乗しようとしていました。上半身を抱え上げるようにして、便座に着座する寸前にズボンを降ろそうとしていました。この時、M様の右足がガクツと膝折れして転倒しそうになり、介護職員は強く支えました。その時M様が腕を前に突き出したので、肘が介護職員の鼻に強くぶつかり両者ともそのまま転倒してしまいました。すぐに他の職員が駆けつけて両者を抱き起こし、看護師がM様の手当てをしました。M様は腰から転落したため、右足には全く力が入らずすぐに救急搬送することになりました。転倒した介護職員は鼻から大量の出血をしたため、看護師が手当てをしました。

搬送先の病院でレントゲン撮影の結果、M様は右大腿骨転子部骨折と診断され入院することになりました。病院に駆けつけてきた長女に対して、同行した看護師が「介護職員がトイレ介助中にお父様が職員の顔に肘打ちをしたので、介護職員の顔に当たり転倒してしまいました。介護職員もケガをしており転倒を防ぐことは難しかった」と説明しました。しか、長女は「父は最近ひどく体力が低下していて、肘うちなどできるとは思えない」と納得しません。

●事故原因分析と再発防止策検討

事故原因:移乗介助中にバランスを崩して肘が職員の顔面にぶつかったこと

再発防止策:移乗介助中は細心の注意を払い相手のふらつきに対応できるようにする

●事故後の家族への対応

M様の入院後、治療費の支払いを巡って施設と家族で意見が対立しました。施設は「M様が職員の顔面に肘打ちをしたことが原因であり、不可抗力の事故である」として、無過失を主張しました。これに対して、長女は「90歳を超えた父にそんな力がある訳がない」と介護職員の過失を主張します。

事故から3週間後に、M様が病院で肺炎を起こして亡くなり、長女は弁護士を立てて慰謝料など1,200万円の賠償請求をしてきました。施設では、「職員もケガをしており不可抗力であること」「骨折と肺炎による死亡に因果関係が無いこと」を理由に、施設の無過失を通知しました。すると弁護士から職員がケガをしたことを証明する診断書を求められましたが、職員が受診しておらず診断書を提出することができませんでした。

事故事例検討用紙

●過失の有無 [防ぐべき事故だったか?]

●事故発生時の対処 [事故対応は適切だったか?]

●原因分析 [原因分析をしたか?それは適切だったか?]

●再発防止策検討 [再発防止策を検討したか?それは適切だったか?]

●事故後の家族への対応 [事故状況の説明など家族対応は適切だったか?]